

災害時における関東地方整備局の災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定書

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）と、一般社団法人茨城県建設業協会会長、一般社団法人栃木県建設業協会会長、一般社団法人群馬県建設業協会会長、一般社団法人埼玉県建設業協会会長、一般社団法人千葉県建設業協会会長、一般社団法人東京建設業協会会長、一般社団法人神奈川県建設業協会会長、一般社団法人山梨県建設業協会会長及び一般社団法人長野県建設業協会会長（以下「乙」という。）とは、災害時における関東地方整備局が行う災害応急対策業務及び建設資材調達（以下「業務等」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震・大雨等の自然災害及び予期できない災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務等の実施範囲）

第2条 各都県建設業協会（以下「各協会」という。）の災害応急対策業務の実施範囲は、関東地方整備局管内とする。

2 各協会の建設資材調達（以下「調達」という。）の実施範囲は、関東地方整備局管内とする。

3 前2項にかかわらず、関東地方整備局管外における災害において、甲が特に必要と判断した場合は、当該被災地を業務等の実施範囲とする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害が発生し必要と認めるときは、乙に協力の要請をすることができるものとする。

2 乙は、甲から協力の要請があった場合には、これに応ずるものとする。

（協力要請から業務実施までの手順）

第4条 甲は、乙に各協会を構成する会員（以下「会員」という。）の情報収集を、別に定める様式にて要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請があった場合には、速やかに会員の情報を収集し、甲に報告するものとする。

3 甲は、乙からの情報をもとに、業務を実施する会員を特定するものとする。

4 特定された会員は、甲又は甲の所掌する事務所等の長（以下「事務所長等」という。）

の指示により業務を実施するものとする。

5 上記に係る手順の詳細については、別に定めるものとする。

(協力要請から調達までの手順)

第5条 甲は、乙に調達を、別に定める様式にて要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請があった場合には、速やかに建設資材の在庫情報を収集し、甲に報告し、甲又は事務所長等の指示により調達を実施するものとする。

3 上記に係る手順の詳細については、別に定めるものとする。

(連絡体制表及び緊急連絡先会員名簿)

第6条 甲及び乙は、連絡体制表を作成し、毎年度当初に確認するものとする。

また、変更が生じた場合には、その都度、甲乙それぞれ報告するものとする。

2 乙は、毎年度当初に緊急連絡先会員名簿を作成し、甲に報告するものとする。

なお、変更が生じた場合には、その都度、甲に報告するものとする。

3 前項に定める緊急連絡先会員名簿は、各協会の支部ごとに取りまとめるものとする。

なお、取りまとめ方法については、別に定めるものとする。

(契約の締結)

第7条 甲又は事務所長等は、第4条に基づき特定した会員に業務を指示したときは、遅滞なく業務の内容に応じた契約を締結するものとする。

2 甲又は事務所長等は、第5条に基づき乙に調達を指示したときは、遅滞なく調達の内容に応じた契約を締結するものとする。

3 前項による調達価格は、災害発生直前の市場価格とする。

(有効期限)

第8条 本協定の期間は、協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。

なお、期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも何ら申出のないときは、引き続き同一条件をもってさらに1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

2 本協定締結後、甲乙いずれかの申出により、本協定は廃止することができるものとする。

なお、申出の時期は廃止する期日の1箇月以前とする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

(附則)

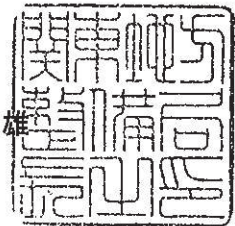
平成26年3月1日付 国土交通省関東地方整備局長 深澤淳志と一般社団法人茨城県建設業協会会長 岡部英男、一般社団法人栃木県建設業協会会長 渡邊勇雄、一般社団法人群馬県建設業協会会長 青柳剛、一般社団法人埼玉県建設業協会会長 真下恵司、一般社団法人千葉県建設業協会会長 鈴木雅博、一般社団法人東京建設業協会会長 近藤晴貞、一般社団法人神奈川県建設業協会会長 小俣務、社団法人山梨県建設業協会会長 浅野正一及び一般社団法人長野県建設業協会会長 藏谷伸一との間で締結した「災害時における関東地方整備局管内の災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定」は廃止する。

本協定の証として、本書10通を作成し、甲、乙が記名捺印の上、各々1通を保有するものとする。

平成27年2月27日

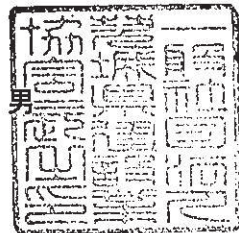
甲 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
国土交通省関東地方整備局長

越 智 繁 雄



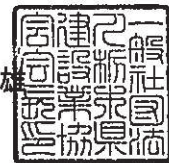
乙 茨城県水戸市大町3-1-22
一般社団法人 茨城県建設業協会会長

岡 部 英 男



栃木県宇都宮市築瀬町1958-1
一般社団法人 栃木県建設業協会会長

渡 邊 勇 雄



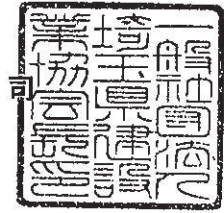
群馬県前橋市元総社町2-5-3
一般社団法人 群馬県建設業協会会長

青 柳 剛



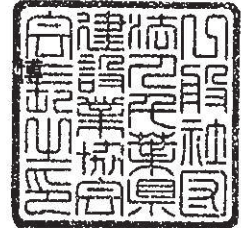
埼玉県さいたま市南区鹿手袋4-1-7
一般社団法人 埼玉県建設業協会 会長

真下 恵



千葉県千葉市中央区中央港1-13-1
一般社団法人 千葉県建設業協会 会長

鈴木 雅



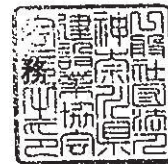
東京都中央区八丁堀2-5-1
一般社団法人 東京建設業協会 会長

飯塚 恒



神奈川県横浜市中区太田町2-22
一般社団法人 神奈川県建設業協会 会長

小俣



山梨県甲府市丸の内1-13-7
一般社団法人 山梨県建設業協会 会長

浅野 正



長野県長野市南石堂町1230
一般社団法人 長野県建設業協会 会長

藏谷 伸

